

令和 2 年度

(単位：円)

(備考)



9 780215 210002 >

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定することといたしたい。

記

1 件 名 新設登録・給水装置情報登録業務（中央区・南区・北区・西区・手稲区）

2 業 者 名 ヴェオリア・ジェネッツ株式会社

3 特定理由 本業務は、新たな給水装置が設置された際に、給水装置及び使用者情報等の現地調査を行い、検針業務に必要不可欠な、お客さま番号を付番した初期データに調査情報を加えて基幹システムに登録する業務と登録後の情報更新に係る各種データを登録する業務である。

さらに、本業務は、効率的なメーター検針となるよう適切に給水装置情報及び建物情報を登録することや新設工事で使用した水量の料金精算に関する説明及び届出受理することなど、料金調定に必要なさまざまな知識やスキルが必要であり、かつ、正確で迅速な業務履行が求められる。

当初、本業務は、料金調定に係る建物情報の調査及び登録が一元的に管理できることや現地の再確認も容易に行えることなどから、当該地区の検針業務受託事業者へ委託することが合理的かつ効果的に履行できるとして、業者を特定して見積合せを行ったが不調となった。

しかし、本業務は令和２年４月から履行が必要である。本業務の履行まで期間が短いことから、緊急対応が可能である唯一の事業者である上記業者を本業務の相手方として特定する。なお、特定理由は以下のとおりである。

- (１) 現在、本市の検針業務を受託しており、本業務を履行するにあたって前提となるさまざまな知識を有していること。
- (２) 令和２年４月から本市の他地区における新設登録・給水装置情報登録業務を受託することから、短期間での準備が可能であること。
- (３) 準備期間が短く、閉塞した業務ネットワークを新たに敷設することができないため、既存の業務ネットワークにより本業務の履行が可能であること。
- (４) 本市における検針業務を長期にわたり安定的に履行している実績があること。

4 根拠規程 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号「契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当すると判断されるため。

令和 2 年度

(単位：円)

(備考)

a 02325 100002 a

業 者 特 定 理 由 書

- 1 件 名 給配水管維持管理業務
- 2 特定業者名 札幌市管工事業協同組合
- 3 特定理由 下記の理由により業者を特定する。

記

本業務は、閉庁時に電話受付センターから転送されてくる緊急・専門的内容に対する受付対応や、事故メーター取替、宅地内及び公道部の漏水等の緊急復旧対応などの給配水管等の維持管理を主とする業務である。

本業務を履行するにあたっては、給配水管の漏水事故の復旧や、緊急的な水道管付属設備等（水道管移設、消火栓移設、消火栓修理、弁筐整備、継手修理、仕切弁等整備、不断水式仕切弁取付土木、安全設備設置、見出票整備、配水管洗管）の維持復旧などの案件に迅速に対応できるための水道技術と必要な体制を有していなければならない。また、24 時間 365 日の緊急出動が可能であり、大規模な水道施設事故等が発生した際に備え、必要な人員と車両・建設重機等を保有している必要があり、現地出動にあたっては、事故状況や漏水量等を的確に把握し、応急措置等も行うことから習熟した技術が必要となる。さらに、電話受付センターから転送されてきた電話に対応するためには、緊急・専門的内容に対応できる知識や現地出動の必要性を的確に判断できることが求められる。

札幌市管工事業協同組合は、中小企業等協同組合法により設立された事業協同組合であるとともに、官公需適格組合の認証を受けていることに加え、これまでも当該業務を遂行してきた組織力、経験及び実績がある組織である。

以上のことから、本業務の条件を全て満たすのは、札幌市管工事業協同組合だけである。

- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。

入札（見積）結果調書

令和 2 年度

契 約 番 号	第32－21－00169号		
件 名	貯蔵品管理等業務		
入札(見積)年月日	令和 2年 3月 11日	午後 2時 05分	
入 札 (見 積) 場 所	水道局総務部総務課入札室		
落 札 (決 定) 金 額	95, 150, 000 円	主 管 課	32 給水課
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最 低 制 限 価 格	
工 種 (業 種)	290 その他		円
落 札 (決 定) 業 者	60000006181 札幌市管工事業協同組合		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
札幌市管工事業協同組合							決定
		86,500,000					
(備 考)							
債務負担行為				 a 0 2 3 2 2 1 0 0 1 6 9 a			

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

1 件 名
貯蔵品管理等業務

2 業 者 名
札幌市管工事業協同組合

3 特定理由

本業務は、市民生活の重要なライフラインである上水道の工事に使用する資材の在庫・入出庫管理や、漏水等の水道事故の際に必要な資材の出庫を 24 時間体制で行う業務である。

本業務は緊急出庫に伴う他工事との調整や、在庫が無い場合の代替案の提案等を 24 時間対応する必要があるため、水道工事及び資材についての知識や経験のない組織では、緊急を要する場合の対応が困難である。

上記業者は、札幌市内の水道管工事を施工している企業が加入する組合であり、専門知識と豊富な経験を兼ね備える人材を有している。さらには、市内全域をカバーできる組合員(水道企業)ネットワークが構築されているため、適切かつ迅速な対応が求められる水道事故の緊急材料の出庫において対応が可能な唯一の団体である。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。